

平成25年度事業報告書

社会福祉法人 北九州精神保健福祉事業協会

平成 25 年度 事業報告

総括事項

平成 25 年度は、障害者雇用促進法の改正により雇用率が 1.8% から 2% に改定され就労支援を行うにあたり大いに追い風となりました。

また、平成 25 年 4 月からは、「障害者総合支援法」が施行されました。「障害者総合支援法」は地域生活の支援と障がい福祉サービスを利用するにあたってはすべての障がい者に「サービス等の利用計画書」作成するというケアマネジメントの手法をより強力に推し進め、平成 26 年度末までにサービスを利用するすべての障がい者に適用するとしています。

本法人も、これらの方針に沿って相談支援事業所「あさの」の所属職員を中心にし、全職員が一丸となって取り組んで参りました。また、平成 25 年度 4 月から発足させた、ジョブサポートセンター八幡の 3 事業も課題はありますが、順調に運営を行ってまいりました。

1 浅野社会復帰センター就労支援事業の設置目的の達成に向けた取り組み

(1) 利用者の増加（利用率の向上）、利便性の向上等の取り組み

ア 精神科病院等との交流

精神科病院のデイケアや作業療法のプログラムで行われている、就労を目指すグループ活動、または入院されている方へ積極的に関与しました。

また、当センターで作業体験会を実施し、参加した方に具体的な地域の事業所の取り組みを体験して頂きました。作業体験後には、職員による事業所説明や施設外就労等の様子などパワーポイントを用いた資料を使用して紹介し、視覚的にもわかりやすくなるように工夫しました。その後、当センター利用者による体験談を話していただき、地域生活への意欲向上へとつなげました。

イ 定期的な利用者ミーティング

毎月一回、利用者が参加をするミーティングを行いました。当センターの取り組みに対する意見の吸い上げ、要望などの聞き取りを行い、検討課題については毎月進捗状況や、結果を利用者に報告しました。

また、テーマごとに利用者の意見を聴く時間を設けることで、作業場のルール等を利用者間で決定する仕組みができ、利用者の主体性が向上しました。

ウ アンケートの実施

当センターを利用されている方へアンケートを実施し、寄せられた意見の実現に向けて検討し、利用者の利便性向上に努めました。

エ 個別面談の実施

平成 25 年度はサービス管理責任者が交替したこともあり、年度当初にサービ

ス管理責任者が各利用者と個別に面談をして本人の希望や施設への要望など聞き取りをし、個々の利用者に対するサービス向上の参考にしました。

(2) 広報活動の取り組み

ア ホームページ

法人の運営状況や、当該年度の収支決算報告書、毎月関係機関に配布している広報誌を掲載しました。また、毎月ホームページの更新を図りました。

現在、従来のホームページより閲覧しやすく利便性のある新しいホームページを作成中です。

イ 広報誌

広報誌を毎月 1,200 部発行し、市内のみならず県内・県外の福祉施設、行政、病院及び配布を希望する当事者に郵送しました。なお、利用者アンケートでは、浅野社会復帰センター利用開始の動機が「広報誌の購読」による割合が比較的多くなっています。また、平成 26 年 3 月よりカラー印刷機を導入し、誌面の質の向上を図っています。

ウ パンフレット

来所者への配布、各福祉事務所及び病院等に配布し、広報活動に努めました。

(3) 家族支援の取り組み

年 4 回、定期的に家族教室を開催しました。平成 25 年度の家族教室の内容は、以下の通りです。

第 1 回目は法人の前年度の事業内容についての報告と当該年度の事業方針について説明を行いました。第 2 回目は、「精神障がい者の雇用の現状」について、ハローワークの相談員を招いて講演会を開きました。第 3 回目は、家族の抱えている問題を参加ご家族同士で語り合いました。第 4 回目は、嘱託医による勉強会を行いました。

家族教室終了後のアンケート結果からも「本人への関わり方、障害のことなどを知ることができた」「ご家族同士の情報交換ができた」という意見が多く好評を得ています。

また、担当職員とご家族との面談を通して当法人での活動状況、今後の支援方針について共有することができ、その後の支援に齟齬が出ないようにしました。

(4) 特徴ある取り組み・重点的な取り組み等について（一般就労への取り組み）

当センターから就職をした多くの利用者は通院日の確保や体力的な課題を補うため、土日に仕事ができ、平日に休めることが条件の職場へ就職をしてきました。平成 25 年度より土曜開館を増やし、土日を「休む日」ではなく「活動する日」に

する意識作りを行いました。特に祝日が土日で月曜日も休みになる「ハッピーマンデー」の3連休には3連休の初日の土曜日を開館するようにしました。

土曜開館の目的を利用者には上記のことだけでなく、

①普段の活動ではできない取り組みの中で、新たな発見となる機会の提供

②就職後の大切な資源となる仲間作りの機会の提供

として利用者に参加を促しました。

また、これまで60名以上の就職者を出してきた実績を生かし土曜開館のプログラムの1つとしてOBとの交流会を実施しました。OBの就職した後の体験を聞くことで就職への意識を高めました。

(5) 一般就労への取り組み

昨年の12月に障害者職業センター北九州支所のカウンセラーと会議を開き、双方の情報交換をしました。それ以降、月に1～2名の職業評価をするようになりました。

雇用率の兼ね合いから、企業側から障がい者の就職をハローワークや障害者職業センターへ相談をするようになり、ハローワークや障害者職業センターの紹介を経て企業見学に同行しました。また、初めて障がい者を採用する企業に対し、就労を支援すると同時に初めて採用をする不安などを軽減するサポートも行いました。

契約終了後も継続的に本人や企業と関わることを基本とし、前述のOB会の開催で余暇時間の提供や相談。企業の人事異動に関わる引き継ぎ業務の支援など本人と企業の雇用関係が継続的に続くことを支援しました。

2 利用者満足度の向上等の取り組み

(1) 利用者の意見（要望）の把握、それらを反映する取り組み

毎月1回利用者ミーティングを行い、利用者の要望や意見を積極的に取り入れました。

また、センター内2カ所に「意見箱・要望用紙」を設置し、利用者の目のつきやすいよう工夫しました。加えて、利用者ミーティングの中で定期的に意見箱の活用を呼びかけました。定期的に呼びかけることで今まで上げられなかった小さな意見が寄せられるようになりました。寄せられた利用者の意見や要望、苦情などは適切に対応しました。

(2) 苦情等への対応

「浅野社会復帰センター福祉サービス苦情解決実施要綱」に基づき対応します。平成25年度は、苦情受付担当者へは苦情は上がりませんでした。意見箱や各事業担当者に上がった要望は、その都度解決に向けて対応し、改善が必要なときは改善

を行い、遅滞なく利用者へ回答しました。

(3) 利用者や家族への必要な情報提供

インターネットを活用したホームページによって情報の発信を行いました。

また、事業所パンフレットや毎月発行する「あさのだより」をセンター内（作業場、ひこうき雲）、市内18カ所の精神科病院、30数カ所のクリニック、各区役所、精神保健福祉センター、障害福祉課、その他、障がい者の相談機関などに配布し利用者への情報提供に役立てました。

利用者へは、毎日の作業前後のミーティング時に必要な情報提供を行いました。

また、毎月一回利用者ミーティングを行い、必要な情報を提供するとともに、意見の聴取を行いました。

家族に関しての情報提供は家族教室にて行いました。家族教室では情報提供の他に障がいや病気に関する学習機会の提供、また個別面談によりご家族の要望の聴取や利用者の様子や状況、今後の方針について話し合いました。

(4) 利用者の社会参加や生きがいづくり等の取り組み

ア 地域行事への参加、住民との交流、障がい理解を進めることを目的として、毎月1回職員や利用者と共に町内や小倉駅周辺の街美化活動に参加しました。

イ 余暇の充実、利用者同士、または職員との交流を促進するためバスハイクや季節行事等を行いました。平成25年度はバスハイクを1つの場所に限定することなく2～3カ所の選択肢を用意しました。個々のニーズに対して、できる限り対応することに努めました。

ウ 心身の健康増進、利用者、職員間や他の事業所や精神科デイケアとの交流を促進するため、スポーツ活動（ソフトバレー、ソフトボール）を行いました。スポーツ活動では、バレーボールチームを結成しました。スポーツに無関心であった方も参加があり、「またやりたい」「勝ちたい」という意欲の向上もみられます。

3 経費の提言などの取り組み

平成25年度も運営に係る事業費は、利用者に対する福祉サービスの質を落とさないことを前提として、光熱費を中心に経費の節減に努めました。昨年度同様に、室内温度・体温調整の管理及び呼び掛けを行い、夏期の室温は28度、冬期の室温は20度を目安に設定をし、エアコンや石油ファンヒーター等の省エネ運転に努めました。

また、7月から9月末日まで、作業訓練に係る時間帯にサマータイム制の導入や毎週水曜日の作業訓練時間を午前中までとして、利用者の就労支援や個別面談、ケース会議等を中心に行い、グループウェアにより、職場内の情報共有化、交換を行い、光

熱費削減と共に事務効率化を図りました。

4 職員の資質・能力向上の取り組み

福祉専門職として、適切な支援ができるように資質向上の取組を行ってきました。具体的な取組として、専門職研修や良好な職場環境づくり研修等の幅広い研修を行ってきました。また、事業所内部の研修だけではなく、県内外で開催された各種研修会に職員を派遣してスキルアップに努めました。

平成25年度職員が参加した主な研修

(1) 階層別研修

ア 基礎研修

人権啓発推進者養成講座（2名）

イ 職員研修

(ア) 職場内

就労支援研修（8名）・コミュニケーション研修（30名）

(イ) 職場外

採用2年目職員対象（6名）

ウ 管理者研修

社会福祉施設役員研修（1名）

(2) 専門研修

ア 事務員研修

雇用管理セミナー（1名）・社会福祉会計簿記研修（3名）・新会計基準移行対策セミナー（2名）

イ 支援職員研修

全国障がい者就労ローカルネットワーク専門部会（1名）

サービス管理責任者研修（3名）・当事者心理教育プログラム研修（1名）

家族支援プログラム研修（1名）・職業リハビリテーション実践セミナー（1名）

就労支援のためのチェックリストを使ったアセスメントの実践研修（2名）

「効果があがる退院促進地域定着支援プログラム」研修（1名）

九州地区障がい者相談支援事業合同研修会（3名）

第一号職場適応援助者養成研修（1名）

(3) 独自研修

ア 精神保健福祉センター主催研修

精神保健福祉基礎研修（6名）・パーソナリティー障がい研修（8名）

認知行動療法について（7名）

精神障がい者に対する就労支援の理論と方法（7名）

P T S Dについて（3名）

ケアマネ勉強会（3名）・ひきこもりの心理と支援（8名）

イ 社会福祉研修所主催研修

指導的研修（1名）

ウ 基幹相談支援センター

障がい者地域生活支援研究（延べ10名）

相談支援専門員初任者研修（延べ2名）

（4） その他研修

ア 先進施設派遣研修

クロスジョブ堺事業所（3名）・J S N茨木事業所（5名）・

巣立ち会事業所（2名）・クロスジョブ神戸事業所（2名）

イ 各種課題別研修

触法障がい者支援シンポジウム（1名）

全国精神障がい施設事業者ネットワーク役員会（1名）

日本職業リハビリテーション学会第40回（1名）

リカバリー全国フォーラム2012（1名）

5 平等利用、安全対策、危機管理体制について

（1） 個人情報保護のための対策等

法人職員全員が、外部講師による「個人情報保護に関する研修」を受講しました。当法人においては、倫理綱領・職員行動規範で個人情報の取り扱い、漏洩に関して厳しく規制しています。特に新任の職員に対しては、法人内での新任研修において、倫理綱領・職員行動規範における「財産・プライバシーの保護」、「守秘義務の厳守」について十分に説明を行いました。また、下記の項目について法人職員に義務付けています。

①個人情報の施設外持ち出しを禁止します。

②個人情報を記載した各種書類や個人情報の入ったパソコンU S Bなどの電子媒体は必ず鍵のかかるキャビネット等に保管しています。

③その他、個人情報についての外部等からの照会に対しては自分で判断せず上司の指示を仰ぐように指導しています。

④個人情報が漏洩した場合は速やかに上司の指示を仰ぎ、自己のみで判断をしないように指導周知しています。

(2) 人権尊重、身体拘束及び体罰等の防止

当法人においては、倫理綱領・職員行動規範で人権の尊重、身体拘束及び体罰の防止について厳しく規制しています。

平成 24 年度 10 月より施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、障害者虐待防止法）を受け、法人内虐待防止委員会を設置・開催しました。設置に伴い、虐待防止委員会の要綱や法人内の虐待の分類、虐待通報書の書式作成を行いました。虐待防止委員会開催については、年 3 回以上とし、虐待が起こった事実を確認次第、適宜開催し対応します。

また、法人職員全員が、外部講師による「障害者虐待防止法に関しての研修」を受講しました。

(3) 日常の事故防止や安全対策等の取り組み ※衛生管理・感染症対策等を含む

事故防止や安全対策については、危機管理委員会が中心となり、ヒヤリハット報告書を活用し、ヒヤリハット意見箱を設置しています。事故に繋がる事案の発生に伴い、ヒヤリハットの作成を行ない、職員間での周知を行なっています。

また、衛生管理・感染症対策としては、衛生管理委員会が中心となり、季節性ウイルスの流行時期に全利用者に症状や予防法、対処法を掲載したチラシを配布し、感染症予防に努めました。従来業務である、月一度の建物点検に関しては平成 25 年度も継続して行いました。大きな補修の必要は有りませんでした。手洗いと面談室の扉を固定する金具の補修を行なっています。また、平成 25 年度障害福祉課所管 建築物定期点検業務により、建物北側に地盤沈下が確認されました。対策について現在検討中です。

(4) 日常の防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制（対応）

施設内で自衛消防隊を組織し、防災訓練を 3 回行いました。小倉北消防署浅野分署の協力による、「消火訓練」、「AED の取り扱いについての研修」を実施しました。

人事異動に伴い、「社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会災害対策要綱」と災害時等（火災、地震、津波など）の人員動員体制についても災害対策初動配備から災害対策第 3 配備の 4 段階まで状況に応じた動員計画書の再編集を行ないました。

また、東日本大震災を受け、水害時避難訓練と地震津波避難訓練を行ないました。

「職員緊急連絡網」を整備し職員に配布して体制づくりを行ないました。

6 ジョブサポートセンター黒崎（就労移行支援事業）

(1) 就職に対する取り組み

平成 25 年度は、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業セ

ンター、医療関係機関からのご協力もあり、昨年同様9名の就職者を輩出しました。

(2) 訓練プログラムへの取り組み

職場体験実習企業が昨年度の13社から21社に増加しています。実習企業先の職種、業種、実習場所等が以前より増えたことで、概ね利用者のニーズに合わせた訓練の提供ができるようになっていますが、昨年に続いて、製造業、事務の職場実習企業が少ないことが課題となっています。

平成25年度は、職場体験実習、作業訓練、グループワークに加え、当法人の研修事業「歩ろん」のスタッフによる講座（就労、コミュニケーション、生活）を、数多く行いました。また、外部講師（ハローワーク、消費生活センター、警察、相談支援事業所）による講習会を実施し、利用者の方に就労から生活まで幅広く知識を持っていただけるよう取り組みました。

(3) レクリエーションについて

職業訓練の他、バーベキューや温泉、食事会、ボウリングなどのレクリエーションを実施しています。レクリエーションを通して仲間との親交を深めて頂くことや、休日に利用できる娯楽、商業施設、食事をする店を知ることにより、ストレス解消や休日の過ごし方を学んで頂き、利用終了後の生活の質の向上を目指して取り組みを行なっています。

(4) その他の取り組み

精神科デイケアの利用者を対象とした作業体験会を行なっています。就労移行支援事業という社会資源を知っていただくことや働き方を学び、支援を受けることで就労できる可能性が高くなるということを知っていただくなど、当事者に向けた就労に関する啓発活動を行なっています。

作業体験会は実施から約3年が経過しました。今では参加される精神科デイケアも2カ所に増え、作業体験会をきっかけに就労移行支援事業の利用に繋がり、就職される方も出てきました。

その他、家族向けの講習会の実施や黒崎地区の街美化活動に参加をしており、家族支援や地域貢献も継続して行なっています。

7 ジョブサポートセンター八幡（就労移行支援事業）

(1) 利用者確保、就職に対する取り組み

ジョブサポートセンター八幡の事業開始から1年が経過しました。発達障がいの特化した就労支援事業ということで、北九州に前例のない取り組みに支援者一同戸惑いながらも新しい実績を積み上げる1年としての位置づけで、ゼロからのスター

トを切りました。

前半は事業所を知ってもらう宣伝活動を含めた利用者確保が主体で学校、病院、関係機関、企業関係、講演会で時間を都合していただいたのPRを含め75ヶ所に宣伝活動を展開しました。

夏過ぎからPR活動の成果が表れ始め登録者が10名、年度末の3月には18名の方がそれぞれの困難を抱えながら社会的自立訓練（就職）を始め、1名の方が就職されました。

また、平成26年4月より12名定員を18名に増員する計画をしています。

(2) 訓練プログラムへの取り組み

利用者のニーズに沿った、発達障がいの特性を考慮した個別プログラムを中心に、OAワーク・タイピング・数値チェック・在庫管理・名刺作成・文書作成・企画書作成・地域貢献ボランティアでの清掃活動・スポーツ活動と様々なプログラムを提示し当日の利用者それぞれが取り組む課題が違っていることが特徴です。

課題としては、考えていたより「ひきこもり」の状態であった利用者も多く、就労に対する現時点での考えやレベルにかなりの温度差が出てきているのが現状です。2年間という就労移行支援事業の訓練期間のくくりの中で、長期間を要するであろうと予想される利用者にとっては、就労移行のサービスの前に、まず生活重視の支援が必要ではないかと今後の課題でもあります。

一般就労を見据えた訓練プログラムの導入や、社会経験の乏しい利用者（就労の経験のない利用者が多い）にとっては企業実習での経験を多く取り入れる必要があり、実習先の開拓にも取り組みました。延べ7名の利用者が就職前企業実習を体験するに至りました。

(3) レクリエーションについて

職業訓練のほか、障がい者スポーツセンターを利用したスポーツ活動（トレーニングジム・水泳・卓球・ソフトバレーボール）や土曜開館を利用した皿倉山登山、その他の屋外活動を利用者の方たちと計画し、自ら企画書を作り実行していく方法も取り入れながら、支援者中心にならないように努めました。

8 ジョブサポートセンター八幡（自立訓練事業 ペルシュ）

(1) 事業概要

うつ病（気分障害）で精神科・心療内科に通院しており、復職もしくは就職を目指している休職者・離職者を対象にリワークプログラムを、週5日（月曜日から金曜日）、9時30分から15時30分の間に実施しました。

リワークプログラム以外の支援として、個別面談（2～4週間に1回）を行うことで

目標の確認や、日常生活面での変化・復職に向けた工夫、プログラムで話せなかった困り事の相談を行いました。利用者自身の希望や、会社からの要望や承諾により、試し出社中にペルシュ内もしくは職場での面談を行いました。

退所者に対しては、OB 会を開催する等のフォローアップを実施しています。

(2) 支援の方針

利用者が復職するということは“うつ病を発症した場に戻る”“福祉施設のような厚いサポートはない”という大前提を理解したうえで、プログラムを作成し、運営・支援をしています。

支援員は、利用者が「主体的に自身の復職に関わる」「問題は自分で解決しようとする」「通所も自己責任で決定する」ことに軸を置いて関わっています。また、集団プログラムとなるため、スタッフの協働・“社会人としての利用者”から学ぼうとする姿勢・安心感や安全感があふれる雰囲気づくりを大切にしています。リワークプログラムの利用者は、健康度・能力ともに高い方がほとんどであるため、利用者－支援者間の枠を守ることに十分な注意を払っています。

(3) プログラム例

本事業のプログラムは、うつ病者の仕事への復帰に向けて有効である可能性があるプログラムを検討・実施しています。プログラムの一部は以下のとおりです。

＜心理療法・臨床心理学的視点を背景としたもの＞

- ・健康回復ワーク 利用者が、自身が持つ健康さに気づき維持・向上させるためのものと、自身の内面とその影響を受けた行動を見つめるもの、ストレスマネジメントの要素が強いワークを実施しています。
- ・アサーション アサーションの知識やコツといった情報提供を行い、ワークやロールプレイ、シェアリングを通して、自身のコミュニケーションの取り方の強み・弱みに気づき、利用者同士で分かち合っていきます。
- ・こころのスキルアッププログラム 認知行動療法を、より安全に取り組める形にしたものです。

＜職場を想定したもの＞

- ・マッピング グループで共同作業を行いながら、自身の働き方のまずいクセやポジティブな面に気付いていきます。また、協調性を養うことも期待されます。

- ・ディスカッション 会議や打ち合わせを想定して、自身の意見を述べていく場をつくっています。月に 1～2 回程度、心理教育的な要素を含んだものも織り交ぜています。平成 26 年 2 月頃からディベートも実施しており、意見が対立したときや何かを評価するときの伝え方の練習の場となっています。

＜その他＞

- ・脳トレ 文字通り、脳の活性化を目的としたもの。考え方のクセや、難しい問題に直面したときの自身の特徴に気付くことにも有効です。
- ・軽スポーツ（卓球） 体力の維持・向上とコミュニケーションの場。
- ・AAP 利用者が好きなものを 1 つだけ、他利用者に紹介するプログラム。レクリエーションとしての性質が強いが、新たな趣味・気分転換・外出のきっかけを作る場にもなっています。職種によっては、プレゼンテーションの練習の場ともなっています。
- ・テーブルゲーム 主にカードゲームを実施しています。レクリエーションとしての性質が強いですが、ルールの共有や確認、勝ち・負けを通して感情をコントロールしながらのコミュニケーションの練習となる一面もあります。

※全てのプログラムで、＜心理療法・臨床心理学的視点を背景とした＞プログラムで得た知識や情報を生かすことが可能です。

（4） 事業の効果と今後の展望

平成 26 年 3 月 31 日現在、7 名が退所しており 6 名が“復職”として、1 名が“復職の目処が立ったため、居住地（関東）で生活を立て直したい”として退所しています。復職者のうち 1 名が、1 か月以内に退職し現在はアルバイトで収入を得ている状況です。

また、現在 2 名が復職の目処がついている状況だが、支援員としては時期が早いのではないかと再発の不安を拭えないケースがあるのも事実です。そのため、平成 26 年 2 月より希望・同意がある利用者に対しては月別に主治医へ活動状況報告を行っており、来年度も継続することとしています。

現在、全プログラムにおいてコミュニケーションをとる機会を設けており、また、笑いも多く、利用者からもいい評価をいただいています。今後も、個人作業（集中力の訓練）にとどまらず、積極的にコミュニケーションの機会をもうけていくことをペルシュの特長とし、利用者にとって有益と思われるプログラムは、支援員も研鑽を積みながら積極的に取り入れていくことを支援員間で共有しています。

また、今後はOBが増えていくことが予想されるため、今年度よりもOB会の開催を増やしていくことで退所者へのフォローアップを行ないます。

広報活動としては、ケースが好転した医療機関や企業からの紹介（特に医療機関）がほとんどでした。来年度は、医療機関への広報を積極的に行いつつ、ケースでの連携も深めることで、ペルシュを知らないうつ病で休職中のより多くの方々に利用していただけたらと考えています。

9 地域活動支援センター（ひこうき雲）

地域活動支援センターについては、定例的に開催している「茶話会」を中心に利用者の要望、意見を積極的に取り入れてきました。

一人暮らしの利用者の生活技術向上に「自炊の会」を開催し、買い物から調理までを行い、利用者で食卓を囲み家庭的な雰囲気作りに努めました。

また、スポーツ活動として卓球の練習及び試合を開催しました。散歩の会、外食会など従来からの活動も引き続き実施し、季節に応じて花見やカラオケ会、ボウリング、クリスマス会、初詣、豆まき、バレンタインデーお菓子作りを開催しました。

また、話題になっている新聞記事や福祉サービスに関する情報を提供できるように「ニュースの勉強会」を開催しました。

毎年、利用者が楽しみにしているバスハイクでは「九州国立博物館」「大宰府天満宮」に出かけました。

平成20年度から開始した精神科病院の利用者との交流会と、街の美化活動も25年度も引き続き行い、地域の社会資源としての認知度を高めるよう努めました。

10 相談支援事業所あさの

（一般・特定相談支援事業、精神障害者地域移行支援事業、精神障害による入院患者の社会復帰事業）

（1）精神障害者地域移行支援事業

平成25年度精神障害者地域移行支援事業は、医療機関への啓発活動及びピアサポーターの養成を中心に活動を行ってきました。

啓発活動としては、門司田野浦病院の社会復帰グループ（新聞部）の作業療法活動（壁新聞作り）に定期的に関わりました。また、浅野社会復帰センター内の地域活動支援センター「ひこうき雲」にて交流会を開催しました。平成25年度は、退院に至ったケースはありませんでしたが、新聞部の取材活動の一つとして社会資源の紹介などを行い、退院に結びつかない患者に対して地道に啓発活動を行っていきました。

また、八幡厚生病院では、病棟学習会を行った後、学習会で話題に上がった地域活動支援センター「ひこうき雲」の見学及び浅野社会復帰センター内の就労移行支援事業や就労継続支援B型事業の体験利用を実施しました。作業体験を実際

に行い事業所に通所している利用者と話をすることにより、具体的な地域での生活をイメージすることが出来たとの評価をいただいています。

ピアサポート活動では、医療機関との交流会にて体験談の発表を行った他、精神保健福祉センターにて市民向け講座に参加する等活動の幅を広げることができました。

また、定期的（年6回）にピアサポーター養成講座の開催とフォローアップ講座を行う事により、ピアサポーターの資質の向上に努めてまいりました。活動を重ねることでピアサポーターとしての自分の体験が、同じ障がいを持ち苦しんでいる方の役に立っているといった実感から活動する喜びにもつながっている様子が伺えました。また、ピアサポーターの活動を行いながら就労系のサービスの利用に結びついたピアサポーターの方もいらっしゃいました。今後の取り組みとしてはピアサポーターの養成を継続して行う他、個別支援の中での同行支援等ピアサポーターの活躍の場を広げていきたいと考えています。

（2） 一般・特定相談支援事業

平成25年度は、10名の方々に地域移行支援を実施し、うち6名の方が引き続き地域定着支援を受けています。

計画相談支援については、障害福祉サービスを適切に利用することにより、地域で自分らしい生活が送れるようサービス等利用計画を作成しています。平成25年度では、計画相談支援を利用した方は61名に上っています。

平成27年3月末までに、すべての障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がい者は、必ず計画相談支援を導入しなければいけないため、利用する方々が増加しているのだと思います。行政からの依頼や医療機関及び障害福祉サービス事業所からの相談や紹介が主な利用経路となっています。

今後、指定相談支援事業所に期待される役割は大きくなっていくと思われます。これからも精神障害をお持ちの方々が、安心して地域で暮らして頂けるよう支援を行っていきます。

（3） 精神障害による入院患者の社会復帰事業

平成19年10月から始まった本事業は7年を経過しました。事業を推進する社会福祉士等は、コーディネート・アドバイザー（以下、CAと略）と称し、開始当初は1名配置でしたが、平成21年度には2名配置となりました。さらに平成22年度からは、保護課内の組織改革で各区福祉事務所保護課に医療・介護扶助適正化担当係長が配置され、本事業は本格的な組織的活動に発展しました。

平成22年度からCAを固定し1名は東部エリア（門司・小倉北・小倉南）もう1名は西部エリア（戸畑・若松・八幡東・八幡西）を担当してきました。事業

目的は、医療機関・精神保健福祉施策と連携しながら、入院患者の社会復帰・社会生活自立を推進することにあります。事業対象者は、精神科病院に原則として6か月以上入院している者で、主治医が退院可能と認め、かつ本人が退院を希望する生活保護受給者です。

平成25年度も2名のCAが各エリアの福祉事務所保護課を巡回し、主として(1)医療機関との調整、(2)受入先(施設やグループホーム等)との調整及び状況の把握、(3)ケースワーカーへの技術的助言等に努めました。担当係長またはケースワーカーに同行し、医療機関を訪問し、主治医に会い退院の可能性と退院が可能であればどんな受入先が適切かを協議し、その後患者本人に面談し退院の意思及び退院後の住まいについて、その意向を聞き取り、社会復帰に向けた課題分析(アセスメント)を行い、最終的には保護課として、本人の希望、家族の要望、客観的情報等を総合的に検討し、具体的な社会復帰支援を進めてきました。

CAの役割は、退院が可能と判断された長期入院被保護者の社会復帰支援につきます。本事業は以前から費用対効果が高いと評価されてきました。今後も当該医療機関そして地域社会で長期入院患者等を受け入れている福祉事業所などとのネットワークを密にして社会復帰支援業務を進めていきたいと思っています。

1.1 あさのホーム(共同生活援助事業)

平成21年に開設したグループホームあさのは5年目を迎えました。退院された方が地域生活への足がかりの第一歩として安定した生活を送ることができるように支援を行ってきました。ホームのプログラムであるスキルアップ訓練で利用者と世話人が買い物や調理活動、部屋の清掃等を行いながら、利用者が安心して一人で生活ができるような取り組みを行ってきました。定期的に利用者ミーティングを行い、利用者の要望や意見を取り入れてきました。また、利用者の日中活動先である障害福祉サービス事業所や関係機関と連携を取りながら、個別支援会議を開いて、タイムリーなニーズに corres 応するように、支援を行ってきました。

今後も利用者がより充実した生活を送ることができるような支援を行っていきたいと考えています。

1.2 北九州市精神障害者小規模共同作業所巡回指導事業

「北九州市精神障害者小規模共同作業所巡回指導事業実施要項」に基づき北九州市より当法人が受託している事業を平成25年度も実施いたしました。

現在15カ所の巡回を行っております。平成25年5月から新しく小倉南区にある小規模作業所の巡回を始めました。各事業所では、利用人数の減少、下請け作業の減少など抱える課題も多い状況であると思いました。また新事業への移行を検討している事業所もあり、巡回時に情報提供や助言などを行ってきました。

精神障がい者の地域移行が進められる中、地域生活を送る上で必要な社会資源も増えつつあります。今後も精神障がいを抱える方にとって安心して通所することができる小規模作業所や地域活動支援センターの事業が円滑に進められるように継続して、巡回、支援を行っていきたいと思います。

13 ジョブサポートセンター八幡（社会福祉事業従事者等の研修事業）

社会福祉を取り巻く状況が大きく変化する中、社会福祉施設利用者の立場に立ち、より質の高いサービスを提供していくためには、高い専門性と豊かな人間性を備えた、資質の高い福祉人材の養成・確保、そしてその人材育成をとおして職員の定着支援が重要になっています。

平成25年度は法人内の新人・中堅職員の資質向上のための研修や社会福祉の中心を担う職員のスキルアップの研修、障がいをもたれている利用者の方へ生活能力を身につけていただくための講座等を行ってきました。また、北九州市からは障害福祉の業務に携わっている方々を対象とした「障害福祉サービス等従事者研修マニュアル」作成の委託を受けて障害福祉サービスに従事する方の研修マニュアルを作成しました。

平成25年度は社会福祉事業に従事する職員に対して、次の通り各種研修等を行いました。今後は、顧客を広げるための活動も行っていきたいと考えております。

14 理事会・評議員会

事業協会の運営について審議のため、次のとおり理事会・評議員会を開催しました。

（1） 理事会の開催状況

平成25年度 第1回理事会 平成25年5月22日（水）

審議内容 平成24年度事業報告について
平成24年度決算について
就業規則の一部改正について
評議員の辞任に伴う後任評議員の選任について

平成25年度 第2回理事会 平成26年3月13日（木）

審議内容 平成26年度事業計画について
平成26年度予算について
経理規則の改正について
運営規程の改正について
評議員の選任について

(2) 評議員会の開催状況

平成25年度 第1回評議員会 平成25年5月22日(水)

審議内容 平成24年度事業報告について
平成24年度決算について
就業規則の一部改正について

平成25年度 第2回評議員会 平成26年3月13日(木)

審議内容 平成26年度事業計画について
平成26年度予算について
経理規則の改正について
運営規程の改正について
理事の選任について
監事の選任について